



日介支専協第 22-0162 号
平成 22 年 12 月 24 日

一般社団法人
日本介護支援専門員協会
都道府県支部長 殿

一般社団法人
日本介護支援専門員協会
会長 木村 隆次



介護保険法改正等の一部を改正する法律案（仮称）について （ご連絡）

時下 益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素より当協会の活動にご理解・ご協力を賜りまして厚く御礼申し上げます。

本日、細川律夫厚生労働大臣は、来年の通常国会に提出する予定の「介護保険法等の一部を改正する法律案（仮称）」に、居宅介護支援費の利用者負担導入を盛り込まないことを正式に発表されました。

当協会においても、社会保障審議会介護保険部会等において断固反対の主張を続け、同部会における「介護保険制度の見直しに関する意見」（平成 22 年 11 月 30 日付）のとりまとめ後も、引き続き反対運動を続けてきました。今回は、この報告書および、民主党の「介護保険制度の見直しに関する提言」（平成 22 年 12 月 22 日付）を踏まえ、回避されたものです。

本日開催された、「第 70 回社会保障審議会介護給付費分科会」の席上でも、厚生労働省サイドからこの報告がありましたので、ご連絡申し上げます。

アンケートをはじめ、各支部でも様々なご協力を頂き、有難うございました。

地域支部及び会員の皆様にご周知下さいますよう、宜しく願い申し上げます。

以上